



島根県報

令和2年4月10日（金）

第 9 6 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

救急病院の認定	（医 療 政 策 課）	2
介護保険法の規定による介護医療院の開設の許可	（高 齢 者 福 祉 課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定の更新	（障 が い 福 祉 課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定	（ " ）	3
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（ " ）	3
土地改良区の定款変更の認可	（農 村 整 備 課）	4
公有水面埋立ての竣功認可	（港 湾 空 港 課）	4

【特定調達公告】

県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配送業務に係る随意契約の相手方等	（広 聴 広 報 課）	5
-------------------------------------	-------------	---

【公安告示】

警備業務に係る検定合格者審査の実施	（警 察 本 部）	6
-------------------	-----------	---

告 示**島根県告示第251号**

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院に該当すると認められたので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年4月10日

島根県知事 丸 山 達 也

名 称	所 在 地	認 定 期 間
平成記念病院	雲南市三刀屋町三刀屋1294番1	令和2年4月18日から 令和5年4月17日まで

島根県告示第252号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設の許可をしたので、同法第114条の7第1号の規定により告示する。

令和2年4月10日

島根県知事 丸 山 達 也

開設者の名称又は氏名	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	許可年月日
医療法人社団MOKO 大石内科医院	介護医療院	殿町介護医療院	浜田市殿町83-31	令和2年4月1日

島根県告示第253号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新したので告示する。

令和2年4月10日

島根県知事 丸 山 達 也

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		自 立 支 援 医 療 の 種 類	更 新 年 月 日
名 称	所 在 地		
石見クリニック	益田市駅前町7-1	精神通院医療	令和2年4月1日
末次調剤薬局	松江市末次町60	精神通院医療	令和2年4月1日
塩冶神前ふたば薬局	出雲市塩冶神前五丁目1-12	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和2年4月1日
ファーマシ薬局くにびき	出雲市今市町2078	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和2年4月1日
ファーマシ薬局まごころ	出雲市武志町733-4	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和2年4月1日
ファーマシ薬局すこやか	出雲市塩冶町1539-60	育成医療	令和2年4月1日

		更生医療 精神通院医療	
すみれ薬局	鹿足郡吉賀町柿木村柿木310-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和2年4月1日
俵薬局本店	浜田市蛭子町39	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和2年4月2日

島根県告示第254号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和2年4月10日

島根県知事 丸 山 達 也

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
輝ららのさんぽ道訪問看護ステーション	益田市遠田町2291	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和2年3月1日
ウェルネス調剤薬局医大北店	出雲市塩冶町990-2-2	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和2年4月1日
江の川薬局	江津市江津町1016-41	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和2年4月1日
大谷仁成堂薬局乙吉店	益田市乙吉町イ322-10	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和2年4月1日

島根県告示第255号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和2年4月10日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
伊達 宏和	整形外科	雲南市立病院	雲南市大東町飯田96番地1	令和2年3月31日
飯塚 和彦	内科	いいつかクリニック	出雲市斐川町莊原2190-1	令和2年3月31日

島根県告示第256号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、隠岐の島町土地改良区の定款変更を令和2年4月3日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年4月10日

島根県知事 丸山達也

島根県告示第257号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月10日

島根県知事 丸山達也

1 竣功認可の年月日

令和2年3月9日

2 竣功認可を受けた者

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 丸山達也

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

ア A箇所

島根県隠岐郡隠岐の島町東郷小田66番1から同92番1の地先公有水面

イ B箇所

島根県隠岐郡隠岐の島町東郷小田92番1から同59番5の地先公有水面

ウ C箇所

島根県隠岐郡隠岐の島町東郷小田26番3から同17番3に至る県道の地先公有水面

エ D箇所

島根県隠岐郡隠岐の島町東郷小田17番3から同湯ノ津1番12に至る県道の地先公有水面

(2) 区域

ア A箇所

次の①の地点と②の地点とを直線で結んだ線及び①の地点と②の地点とを結ぶ平成24年の秋分の満潮位（TP+0.334メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 西郷中学校四等三角点（北緯36度12分48.7632秒、東経133度19分58.5819秒）から67度33分59秒、693.80メートルの地点

②の地点 ①の地点から195度35分49秒、0.87メートルの地点

イ B箇所

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑤の地点とを結ぶ平成24年の秋分の満潮位（TP+0.334メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 西郷中学校四等三角点（北緯36度12分48.7632秒、東経133度19分58.5819秒）から65度54分30秒、709.06メートルの地点

②の地点 ①の地点から184度10分40秒、0.68メートルの地点

③の地点 ②の地点から193度12分59秒、13.47メートルの地点

④の地点 ③の地点から194度38分40秒、7.87メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から194度54分51秒、1.85メートルの地点

ウ C箇所

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点とを結ぶ平成24年の秋分の満潮位（T P + 0.334メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 西郷中学校四等三角点（北緯36度12分48.7632秒、東経133度19分58.5819秒）から55度48分52秒、735.77メートルの地点

②の地点 ①の地点から162度4分46秒、2.73メートルの地点

③の地点 ②の地点から160度3分29秒、9.62メートルの地点

④の地点 ③の地点から157度34分37秒、9.78メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から155度17分45秒、9.78メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から153度40分15秒、19.90メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から153度12分2秒、14.52メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から153度16分27秒、3.79メートルの地点

エ D箇所

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑫の地点とを結ぶ平成24年の秋分の満潮位（T P + 0.334メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 西郷中学校四等三角点（北緯36度12分48.7632秒、東経133度19分58.5819秒）から42度21分21秒、823.06メートルの地点

②の地点 ①の地点から164度41分45秒、15.12メートルの地点

③の地点 ②の地点から164度34分52秒、20.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から164度34分52秒、20.00メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から164度34分52秒、20.00メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から164度36分35秒、20.00メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から164度34分52秒、20.00メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から164度34分52秒、20.00メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から164度34分52秒、20.00メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から164度36分35秒、20.00メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から164度15分10秒、19.88メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から162度4分46秒、1.52メートルの地点

(3) 面積

903.99平方メートル

4 免許の年月日及び番号

平成26年1月14日 指令港第388号

5 縦覧場所

隠岐の島町役場

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和2年4月10日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 役務の名称及び数量
県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配送業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県政策企画局広聴広報課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年3月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社山陰中央新報社 代表取締役社長 松尾倫男 島根県松江市殿町383番地
- 5 随意契約に係る契約金額
53,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第40号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により告示する。

令和2年4月10日

島根県公安委員会委員長 遠 藤 充 子

- 1 検定合格者審査を実施する警備業務の種別及び級並びに当該種別及び級に応じた資格
 - (1) 空港保安警備業務1級
検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（(2)において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
 - (2) 空港保安警備業務2級
空港保安警備に係る旧1級検定又は旧検定であって旧検定規則第1条第2項に規定する2級に係るもの（以下「旧2級検定」という。）に合格した者
 - (3) 施設警備業務1級
旧検定規則第1条第1項の表に規定する常駐警備（(4)において「常駐警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者
 - (4) 施設警備業務2級
常駐警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
 - (5) 交通誘導警備業務1級
旧検定規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備（(6)において「交通誘導警備」という。）に係る旧1級検定

に合格した者

(6) 交通誘導警備業務2級

交通誘導警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(7) 貴重品運搬警備業務1級

旧検定規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備（(8)において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(8) 貴重品運搬警備業務2級

貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

2 検定合格者審査の対象者

検定合格者審査は、次に掲げる条件を満たさない者について行う。

(1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの

(2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの（(1)に掲げる者を除く。）

3 検定合格者審査の実施日時、場所及び定員

(1) 実施日時

令和2年5月15日（金）午後1時から午後4時まで

(2) 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

(3) 定員

全種別で各10人

4 検定合格者審査の方法

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 学科試験の科目

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務の実施に関すること。

エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

護身の方法に関する専門的な能力に関すること。

5 検定合格者審査申請手続に関する事項

(1) 受付期間

令和2年4月20日（月）から同月24日（金）までの間の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出書類

ア 審査申請書（検定規則附則別記様式）1通

イ 添付書類

(7) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉

(4) 旧検定規則第8条の規定による合格証（以下「旧合格証」という。）の写し1通

(7) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島

根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。）1通

(エ) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。）1通

(オ) 代理人（申請者が属する警備業者の従業員に限る。）が審査申請書を提出する場合にあつては、申請者本人の委任状1通

(3) 提出先

次のいずれかの警察署に提出すること。

なお、郵送による申請は、認めない。

ア 島根県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

(ア) 旧合格証の交付申請を行った警察署

(イ) 住所地（島根県内に限る。）を管轄する警察署

(ロ) 警備員である場合におけるその者の属する営業所の所在地（島根県内に限る。）を管轄する警察署

イ 島根県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、島根県内に住所を有するもの又はその者が警備員である場合におけるその者の属する営業所が所在するもの

(ア) 住所地を管轄する警察署

(イ) 営業所の所在地を管轄する警察署

6 検定合格者審査手数料

4,700円

審査申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、審査申請書を受理した後は、検定合格者審査手数料は、還付しない。

7 その他

(1) 検定合格者審査を受ける者は、審査当日、旧合格証を必ず持参すること。

(2) 審査当日は、午後1時から午後1時20分までを受付時間とする。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。